23	重金属類及びその化合物から水平距離で3m以上離して積載すること。
24	甲板上積載をする場合には、酸化性物質(2)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載にあっては、酸化性物質(2)とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
25	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から水反応可燃性物質に代えて引火性液体類として隔離することとし、引火性液体類(6)、可燃性物質(1)及び腐食性物質(3)から水平距離で3m以上離して積載すること。
26	甲板上積載をする場合には、酸化性物質(2)、酸類及びアルカリ類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
27	副次危険性等級が1の場合にあっては、等級が1.3の火薬類とみなして規則第21条に規定する隔離の基準を適用する。
29	甲板上積載をする場合には、四塩化炭素から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、四塩化炭素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
30	甲板上積載をする場合には、病毒をうつしやすい物質から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、病毒をうつしやすい物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
31	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から有害性物質に代えて引火性液体類として隔離することとし、甲板上積載をする場合には、火薬類(4)（等級が1.4のものを除く。）から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
32	甲板上積載をする場合には、可燃物（可燃性物質(1)を含む。）、臭素酸塩類、塩素酸塩類、亜塩素酸塩類、次亜塩素酸塩類、亜硝酸塩類、過塩素酸塩類、過マンガン酸塩類及び金属粉末から6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
33	甲板上積載をする場合には、シアン化物及び過酸化水素から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
34	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物、シアン化物及び硫黄から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
37	病毒をうつしやすい物質から3m以上離して積載すること。
38	甲板上積載をする場合には、火薬類(4)（等級が1.4のものを除く。）から水平距離で12m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは一船倉又は一区画以上離して積載すること。
39	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物、シアン化物及び過酸化物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
40	甲板上積載をする場合には、塩素酸塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
41	甲板上積載をする場合には、過マンガン酸塩類及び可燃性物質(1)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
43	甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物及びシアン化物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
44	金属粉末から水平距離で3m以上離して積載すること。
45	甲板上積載をする場合には、可燃性物質(1)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、可燃性物質(1)とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
46	甲板上積載をする場合には、引火性液体類(6)及び可燃性物質(1)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。

47	甲板上積載をする場合には、火薬類(4)から水平距離で24m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、火薬類(4)と船首尾方向に一船倉又は一区画離して積載すること。
48	甲板上積載をする場合には、酸類、アルカリ類及び水銀塩類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
49	酸化性物質(2)から水平距離で3m以上離して積載すること。
50	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から毒物に代えて引火性液体類として隔離することとし、可燃性物質(1)から水平距離で3m以上離して積載すること。
51	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から腐食性物質に代えて引火性液体類として隔離することとし、可燃性物質(1)から水平距離で3m以上離して積載すること。
52	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から毒物に代えて引火性液体類として隔離することとし、可燃性物質(1)及び腐食性物質(3)から水平距離で3m以上離して積載すること。
53	甲板上積載をする場合には、酸化性物質(2)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸化性物質(2)とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
54	甲板上積載をする場合には、引火性液体類(6)及び酸類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
55	アンモニウム塩類と水平距離で3m以上離して積載すること。
56	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から引火性液体類に代えて酸化性物質として隔離することとし、甲板上積載をする場合には、可燃性物質(1)、酸化性物質(2)及び放射性物質等から水平距離で3m以上離して積載すること。
57	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から腐食性物質に代えて酸化性物質として隔離することとし、甲板上積載をする場合には、可燃性物質(1)、酸化性物質(2)及び放射性物質等から水平距離で6m以上離して積載し、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
58	アジ化物から水平距離で3m以上離して積載すること。
62	甲板上積載をする場合には、可燃性物質(1)及び放射性物質等から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
63	可燃性物質(1)から水平距離で3m以上離して積載すること。
64	甲板上積載をする場合には、アルカリ類から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アルカリ類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
65	甲板上積載をする場合には、アルカリ類及びアンモニアから水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
66	アンモニウム化合物及び火薬類（アンモニウム化合物又はアンモニウム塩類を含有するものに限る。）と水平距離で3m以上離して積載すること。
67	引火性液体類(6)から水平距離で3m以上離して積載すること。
68	甲板上積載をする場合には、1,4-ブチンジオールから水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、1,4-ブチンジオールとは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
69	甲板上積載をする場合には、過酸化物から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、過酸化物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
70	甲板上積載をする場合には、過マンガン酸塩類、酸類及び可燃性物質(1)から水平距離で6m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。